

2004年6月29日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
大学入学資格検定第1係 御中

日本高等学校教職員組合
東京都千代田区二番町12-1
03-3230-0284

「大学入学資格検定の在り方について」（中間報告）に対する意見

1. 大学入学資格検定のあり方の検討は下記の二つの視点から始めること

(1) 「国連子どもの権利委員会」は2度にわたり同じ懸念事項（1998.6.24、2004.1.30）を日本政府へ最終所見で示した。即ち、「教育制度の過度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、かつ、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げていること。」という指摘である。激しい競争と選別の教育を惹起させた日本の教育行政は、この懸念を払拭しなければならない。貴審議会の委員が報告の最後に指摘しているように、「今後の大学入試の在り方を検討すべき」であり、「全ての高等学校在学学生を対象に学習成果を図る学力認定試験を実施し、その成果を高等学校の卒業要件や大学入学の基礎資格とするなど」の検討が先決である。

(2) 高校中退者が10万人に近い状況になっていることを前提にした大学入学資格の在り方を検討する前に、文科省の差し迫った課題として高校中退者を出さないための高校教育の現状の改善こそ求められている。

2. 以上の視点をふまえ、「中間報告」の提言について意見を述べる

高校が準義務化している中で、やむを得ずあるいは特別の事情で高校教育を受けることができなかつた者への大学入学資格の付与は、とりわけ「中間報告」でも指摘されている高校中退者が大検の6割を占めるという状況の下では、学校教育体系の中での緊急避難的なバイパスの役割をもつものとして意味を持っている。

しかし、大学入学資格検定制度を、高等学校卒業資格を付与する性格を持たせると、学校教育体系の中での高校の役割を変質させることになる。その理由は第1に、学校教育法第41条（高等学校の目的）、第42条（高等学校教育の目標）にもとづく高校教育を、高校卒業と「同等以上の学力一同第56条（大学入学資格）」修得に代替させる機能を持ち出すからである。第2に、したがって「教育課程を持たない」高校のひとつのコースをつくることになり、すべての青年に保障されるべき公教育としての高校教育を細らせることになるからである。

「中間報告」が、「高等学校卒業資格の付与」について、「適切でない」とした判断は、当然である。にもかかわらず「中間報告」は、「高等学校卒業程度の学力を認定する試験」を導入するに当たって、「多様化する高校生に高等学校教育が柔軟に対応することが必要」として、「中高一貫教育の導入、総合学科や単位制高等学校の拡充などの多様化、弾力化」の流れに大学入学者検定制度を位置づけ直し、学校教育体系の複線化に組み込もうとしている。貴審議会の「高等学校卒業資格の付与」について、「適切でない」という判断の根拠と、「高等学校卒業程度の学力を認定する試験」とする理由には大きな隔たりがあり、矛盾に満ちている。

3. 以下「中間報告」の項目に沿って意見を述べる

「Ⅱ. 基本的な考え方」について

- (1) 「いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶ」のは、社会教育分野であり、学校教育は、「人格の完成をめざす」（教育基本法第1条「教育の目的」）教育目的と目標にもとづき組織的・系統的に学習する場である。「中間報告」は、この差異を曖昧にすることで、学校教育の役割を貶めている。また「高等学校教育の一層の弾力化にもつながることを期待」し、「全日制高等学校の在学学生にも受験機会を拡大」することを主張しているが、貴審議会が退けた「高等学校卒業資格の付与」に限りなく近いものである。そのために、従来の大学入学検定制から、全日制高校3年制を崩し、高校中退を促進しかねないものとなる。
- (2) 「新試験」の就職等についての活用は、今日の「学歴社会」の下で不利益を被らないために、高等教育への緊急避難的なバイパスの役割と同様の考え方で首肯できる。しかし、繰り返しになるが、高校の多様化、弾力化の流れに位置づけられる限り「新試験」は、高校教育を浸食する役割を持つものにならざるを得ない。

「Ⅲ. 新試験の内容について」

(1) 「教科・科目について」

「新試験では、就職や進学などいずれの進路を選択する場合においても、必要となる学力を問うものと」し、「問題の内容、水準及び合格水準について」、「新試験の問題の水準及び合格水準を現行の大検から大きく変えないようにするべきである。」としていることは首肯できる。

(2) 「受験対象者について」

定時制・通信制課程は、従来大検の受験と単位認定が認められてきた。しかしそれは、全日制とは異なる学習条件の下での限定的なものである。これを全日制に導入する理由はない。これを全日制に導入すると、単位認定にしろ新受験にしろ、通常の教育活動を阻害することは以上述べてきたことから容易に想像できる。

その上、定時制にあっては大検の単位認定による3年卒業制の問題点も多く出されており、このことについても現場からの聴き取りをはじめさらに検討されるべきである。

- (3) 「年齢制限について」は、満18歳に達した翌日まで新試験の合格者とはならないとしていることについては首肯できる。